

令和5年 第2回定例会

(令和5年12月25日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和5年第2回定例会会議録目次

第1号（12月25日）（月曜日）

1.	開 会	-----	5
1.	開 議	-----	5
1.	会議録署名議員の指名	-----	5
1.	諸般の報告	-----	5
1.	議会運営委員長の報告	-----	5
1.	会期及び会期日程の決定	-----	6
1.	議事日程の報告	-----	6
1.	議 事	-----	6
1.	認定第1号上程	-----	6
1.	提案理由説明・質疑・討論・表決（認定）		
1.	議案第5号上程	-----	10
1.	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	12

令和5年第2回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
12月25日	月	本会議（第1日）	令和4年度歳入歳出決算認定（提案理由説明・質疑・即決） 令和5年度補正予算（第2号）（提案理由説明・質疑・即決）	
12月26日	火	休会	※一般質問通告期限（正午）	
12月27日 ～ 1月14日	水 日	休会		
1月15日	月	本会議（第2日）	一般質問	
※会期 12月25日から1月15日までの22日間				

※1月15日は一般質問がなかったため自然閉会となった。

令和5年第2回定例会議案

- 1 認定
認定第1号 令和4年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について
- 2 議案
議案第5号 令和5年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）

令和5年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第1号

令和5年12月25日（月曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員10名

1 番	竹之内 和 満 議員
2 番	宇 都 修 一 議員
3 番	中 浦 雅 彦 議員
4 番	大 田 基 次 議員
5 番	楠 元 康 博 議員
6 番	江川野 一 成 議員
7 番	南 鶴 洋 志 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理事 川 添 健

議会事務

書記長 春 田 和 彦

次長 西 野 竜 一

事務局

松 岡 秀 和	事務局長
大 石 直 樹	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 川 淳 一	施設管理課課長補佐
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
戸 崎 昭 文	施設管理課リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
西 村 典 剛	総務課庶務係主任主査（議会事務併任）

付議した事件

認定第1号

令和4年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

議案第5号

令和5年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）

午前 10 時 00 分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員 9 名であり、定足数に達しております。

これより、令和 5 年北薩広域行政事務組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《遅刻届出議員の報告》

(木下孝行議長)

2 番、宇都修一議員から、本日の会議に遅刻する旨の届出が出ております。

《日程第 1 会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において、1 番、竹之内和満議員、3 番、中浦雅彦議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配布しておきました。

これで諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。

12 月 26 日から令和 6 年 1 月 14 日までは、休会とします。

令和 6 年 1 月 15 日は、本会議第 2 日の会議を開き、一般質問を行います。

なお、一般質問の通告期限は、12 月 26 日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から令和6年1月15日までの22日間と定めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

日程第3及び日程第4を個別に上程、いずれも、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、即決の取扱いとします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の委員長報告といたします。

《日程第2 会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から令和6年1月15日までの22日間とし、会期日程については、配布してあります、会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 認定第1号》

(木下孝行議長)

日程第3、認定第1号、令和4年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和4年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明します。

本案は、令和4年度の決算について、先に監査委員の審査に付しましたので、法令で定める決算書類に監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

まず、令和4年度の予算現額ですが、当初予算8億6,050万円を計上し、補正予算において

246万4,000円を増額し、8億6,296万4,000円となりました。

次に、決算状況について御説明申し上げます。

令和4年度の主な事業につきましては、別添の「主要な施策の成果の説明書」1ページにありますとおり、介護認定、障害支援区分の判定業務等については、当時のコロナ禍においても、住民生活に支障が生じないように、書面審査により対応してきました。

また、環境センター、リサイクルセンター、衛生センターにおきましては、設備機器の点検整備、補修等を行い、各施設の適正かつ効率的な運転管理に努めてまいりましたほか、新たにストックヤード整備事業に着手しました。

決算額では、歳入が、8億7,131万5,773円、歳出が、8億3,393万9,453円で、歳入から歳出を差し引いた金額は、3,737万6,320円であり、同額が実質収支額となっており、令和5年度への繰越金となります。

なお、決算の主な事業内容につきましては、この後、事務局から説明させます。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(松岡秀和事務局長)

それでは、令和4年度歳入歳出決算について、「主要な施策の成果の説明書」により説明します。

歳出から説明いたします。15ページを御覧ください。第1款1項1目議会費は、支出済額93万212円で不用額68万4,788円で執行率は57.59%となっています。不用額の主なものは、議員研修視察に係る費用弁償につきまして、当初、関西方面での視察を計画しておりましたが、福岡県内において研修を実施したことから、旅費が減少したものです。支出の主なものは、議員報酬と費用弁償です。議会等の開催状況につきましては、議会運営費の右の欄に記載のとおりです。

次に、16ページ第2款総務費1項1目一般管理費は、支出済額8,165万3,232円、不用額は87万5,768円であり、執行率は98.93%となっています。歳出の主なものは、職員給与費、会計年度任用職員の人件費、職員厚生費です。総務一般管理費において、4件の委託料のほか、パソコン2台と公用車1台を購入しています。また、17ページ上段の派遣職員退職手当負担金は、派遣職員であった職員6人分の退職に伴う組合在籍期間分の退職金を一部負担するものです。

次に、18ページを御覧ください。2項1目監査委員費は、監査委員2人の報酬と費用弁償となっています。

次に、19ページを御覧ください。第3款民生費1項1目介護保険業務費は、支出済額4,402万9,653円、不用額は385万1,347円であり、執行率は91.95%となっています。不用額の主なものは、介護認定審査会の開催回数が減ったことや、オンラインによる認定審査会を導入したことにより、委員報酬や費用弁償のほか、職員の時間外手当が不用となったものです。歳出の主なものは、職員給与費のほか介護認定審査会委員112人分と障害支援区分認定審査会委員7人分の委員報酬等です。令和4年度には、介護認定審査会を229回、障害支援区分認定審査会を16回開催しており、令和3年度と比較すると、介護認定審査判定件数は293件減少し、5,485件、障害支援区分審査判定件数は74件増加し、274件となっています。

なお、構成市町ごとの実績は、34ページの別表2・3に記載しています。

次に、21 ページを御覧ください。第4款衛生費1項1目じんかい処理費は、支出済額3億8,029万5,508円、不用額は1,489万8,492円であり、執行率は96.23%となっています。不用額の主のものは、光熱水費において国の電気ガス価格激変緩和対策事業による電力単価の上昇が抑えられたことで電気料が減額となったこと、薬品購入費において、焼却施設から排出される燃焼ガスに含まれる窒素酸化物の除去方法を見直したことから、アンモニアガスの使用量が減少したことによりアンモニアガスの購入金額が減少したこと等によるものです。歳出の主なものですが、21ページ2細目環境センター管理費の環境美化活動協力金は、施設周辺5地区の住民の方々に、年3回、芝生広場の草取りや花壇の管理等の環境美化活動を周辺住民と職員が交流を兼ねて共同して行っているものです。22ページでは先ほど申し上げた光熱水費、薬品費のほか、環境センター運転管理業務委託料や施設の維持管理に必要な検査等の業務委託料、旧環境センターの施設内に残存する有害物質等を調査する解体工事事前調査業務委託料、解体工事発注仕様書等作成業務委託料などを支出しています。23ページ下段のボイラー定期事業者検査業務委託は2年ごとに実施する定期検査で、令和3年度にはなかった業務です。また、24ページの、旧環境センター受電点変更工事は、2代目焼却施設の高電圧の受変電設備において、漏電火災の恐れがあったことから、受電点を2代目浸出水処理施設に変更する工事を行ったものです。このほか、旧浸出水処理施設で使用するポンプ、急斜面用のラジコン式草刈り機を購入しています。

ごみ搬入実績及びごみ処理実績については、35ページの別表4及び別表5に記載しています。

次に、25ページを御覧ください。2目リサイクル処理費は、支出済額1億1,316万487円、不用額は、106万7,513円であり、執行率は99.06%となっています。不用額の主なものは、光熱水費の電気料となっています。歳出の主なものは、26ページ上段及び27ページ中段や下側に記載のリサイクルセンター運転管理業務委託料のほか、27ページ上段に記載している粗破砕機・細破砕機・その他設備補修です。粗破砕機・細破砕機の補修は2年に1度実施するため例年より支出額が大きくなっています。また、28ページ上段のリサイクルセンターリユース品等ストックヤード整備事業費では、令和7年度に整備を予定しているストックヤードの実設計業務委託料を支出しています。

なお、不燃物・資源物の搬入処理実績は、35ページの別表4と5に記載しています。

次に、同じく28ページ、3目し尿処理費は、支出済額1億5,676万6,762円、不用額は、703万3,238円であり、執行率は95.7%となっています。不用額の主なものは、同様に光熱水費の電気料です。歳出の主なものは、29ページ上段の、電気料のほか、汚泥の焼却に使用するA重油を購入する燃料費、処理工程に必要な薬品費、29ページ中段の衛生センター運転管理業務委託料、30ページ中段のオゾン設備・焼却設備・その他設備補修等です。31ページの破砕機補修は2年毎の実施、その下、焼却設備屋上ルーフファン取替補修は、今回が初めての補修でした。

次に、32ページを御覧ください。第6款公債費1項1目元金の支出済額5,634万9,950円と、2目利子の支出済額55万729円は、リサイクル処理施設整備事業に係る組合債の定時償還元金と定時償還利子となっています。

なお、33ページ第7款予備費については、執行はありませんでした。

続きまして、歳入について御説明いたします。6ページをお願いします。第1款分担金及び負担金1項1目1節 市町負担金の収入済額7億4,053万3,000円は、説明欄に記載のとおり、

2市1町の負担金合計7億1,967万9,000円と地方交付税分2,085万4,000円の合計となっています。

市町負担金の内訳につきましては、34ページの別表1に記載しています。

次に、7ページ第2款使用料及び手数料1項1目衛生使用料6,252万3,012円の主なものは、環境センターとリサイクルセンターの施設使用料で、そのほか、各施設内に設置されている自動販売機や電柱等に係る敷地使用料などです。

次に、8ページを御覧ください。第3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金の収入済額605万6,000円は、循環型社会形成推進交付金のじんかい処理施設分417万4,000円と、リサイクル施設分188万2,000円の合計であり、交付率はともに3分の1となっています。

次に、9ページを御覧ください。第5款財産収入1項2目財産貸付収入は、旧衛生センター管理道路の一部を隣接する太陽光発電所に貸し付けている貸付料となっています。

次に、10ページを御覧ください。第6款繰越金1項1目繰越金の収入済額2,387万6,568円は、令和3年度からの純繰越金です。

次に、11ページを御覧ください。第7款諸収入1項1目預金利子の収入済額3,967円は、普通預金と定期預金に係る預金利子です。

次に、12ページを御覧ください。2項1目雑入の収入済額3,662万636円の主なものは、中段よりやや下の、環境センター分のごみ処理施設売電収入、その下から13ページ上段にかけての、リサイクルセンターの不燃物から選別された鉄類とアルミ類の売払収入のほか、リユース品の試験回収による不用品売払収入、リサイクル品として搬入された古紙類、生きビンの売払収入等です。

次に、14ページを御覧ください。第8款組合債1項1目組合債の収入済額170万円は、旧環境センター解体事業及びストックヤード整備事業に係る組合債となっています。

以上で令和4年度歳入歳出決算についての説明を終わります。

(宇都修一議員)

議長、2番、宇都修一、着席します。

(木下孝行議長)

許可します。

(木下孝行議長)

ただ今、提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入りますが質疑回数は3回以内とします。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これから、認定第1号、令和4年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第4 議案第5号》

(木下孝行議長)

日程第4、令和5年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和5年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号について、提案理由を説明します。

今回の補正予算は、令和4年度決算に伴う純繰越金の計上、令和5年人事院勧告に基づく職員給与費の調整、旧環境センター解体事業費の確定のほか、その他センターに係る経費の確定見込みによるものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出から先に説明しますので、12ページをお開きください。第2款総務費では、85万1,000円を増額するもので、令和5年人事院勧告に基づく給与制度の改正等に伴い、職員給与費を調整するものです。次に、第3款民生費では、178万1,000円を減額するもので、職員給与費の調整のほか、介護認定審査業務費において、審査会の開催方法や、審査基準の変更により、委員の報酬及び費用弁償等を調整するものです。次に、第4款衛生費では、1億4,563万9,000円を減額するもので、主なものとしては、職員給与費の調整のほか、旧環境センター解体事業費の確定見込みをはじめ、施設の委託料、修繕料等の確定見込みによる調整を行うものです。

次に、歳入を説明しますので、10ページをお開きください。第6款繰越金では、前年度か

らの純繰越金、3,737万6,000円を新規計上し、第8款組合債では、旧環境センター解体事業費の確定見込みによる調整で、8,080万円を減額するものです。第1款分担金及び負担金では、これまで説明しました歳入歳出予算の補正に伴い、市町負担金を調整したほか、令和4年度の起債に係る地方交付税分が確定したことにより、1億314万5,000円を減額するものです。

以上が補正予算の概要になりますが、今回の補正額は、1億4,656万9,000円の減額で、これにより予算規模は、9億3,777万1,000円となるものです。

次に、地方債補正を説明しますので、4ページをお開きください。今年度の事業費の確定見込みに伴い、旧環境センター解体事業に係る地方債限度額を、8,080万円減額し、4,070万円とするものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入りますが質疑回数は3回以内とします。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これから、議案第5号、令和5年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

第2日の会議は、1月15日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時27分 散 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____